


公的統計の二次的利用 準備編

2016年3月公開

本コンテンツについて


- ▶ 本コンテンツ「公的統計の二次的利用 準備編」は主に統計センターのHPで公開されている公的統計の二次的利用制度に関する情報をもとに、統計センターを通じて提供されている「オーダーメイド集計」ないしは「匿名データ」の利用申出を検討している大学院生や学部学生向けに、事前相談に進む前に確認をしておくべき点についてまとめたものです（ただし、コンテンツ内でも説明しているように、「匿名データ」については、学部学生は特定の条件下でその利用を許可されることはありますが、申出者になることは出来ませんので注意して下さい。詳しくはスライド12を参照して下さい）。
- ▶  はリンクです。クリックすると外部のサイト等へ移動します。

目次

- ▶ はじめに (4)
- ▶ オーダーメイド集計と匿名データの違い (5~11)
- ▶ 利用案件等について (12・13)
- ▶ 事前に確認が必要な事柄 (14~29)
- ▶ 事前相談・申出へ (30)
- ▶ 参考文献 (31)

(カッコ内の数字は対応するスライドの右下にあるスライド番号を示しています)

はじめに

- ▶ 平成21年4月に新しい統計法が全面施行され、学術研究目的か高等教育目的であれば、「オーダーメイド集計」もしくは「匿名データ」による公的統計の二次的利用が可能となりました。
- ▶ 「オーダーメイド集計」および「匿名データ」の利用のためには、まず、統計センター等での事前相談を行った上で、申出を行い、審査を受ける必要があります。この準備編では、事前相談を行う前に押さえておきたいポイントの解説を行っていきます。
- 新しい統計法についてより詳しく知りたい方は  をクリックして下さい。

オーダーメイド集計と匿名データの違い①

- ▶ 「オーダーメイド集計」と「匿名データ」はどちらも公的統計の二次的利用に用いられるものですが、その内容は大きな違いがあります。
- ▶ 以下では、匿名データとオーダーメイド集計の違いについて解説します。

オーダーメイド集計と匿名データの違い② 「オーダーメイド集計」について

- ▶ 「オーダーメイド集計」は、利用可能な公的統計から利用者が集計項目を分類一覧より選んで、自身が必要とする集計をしてもらうサービスです。
- ▶ 利用者には、表式化されたデータが提供されます。なお、一部の統計については「統計表イメージ確認プログラム」が統計センターHP上で公開されています。本コンテンツのスライド19も参考にして下さい。

オーダーメイド集計と匿名データの違い③ 「匿名データ」について

- ▶ 「匿名データ」は、集計され統計表になる前のデータ（調査票情報）を匿名化（注）した個票形式のデータを指します。つまり、匿名データは元の調査票情報と一部が異なっているデータであることに注意する必要があります。

（注）匿名化：調査対象の特定がなされないようにデータの削除や変更などを行うこと。

- ▶ 利用者自身による集計や多変量解析が可能です。

オーダーメイド集計と匿名データの違い④ 「利用可能なデータの違い」①

- ▶ 「オーダーメイド集計」と「匿名データ」にはサービスとしての性質の違いだけでなく、利用可能なデータについても次のような違いがあります。
 - ①利用可能な統計に違いがあります。
 - ②両方で利用可能な統計であっても、利用可能な調査年次が異なります。
 - ③両方で利用可能な統計であっても、利用可能な分類項目等が異なる場合があります。

オーダーメイド集計と匿名データの違い⑤ 利用可能なデータの違い②

- ▶ 2016年3月時点では、統計センターを通じてオーダーメイド集計や匿名データが提供されている統計は13あります。これら13の統計の内、オーダーメイド集計は全ての統計について利用可能ですが、匿名データは総務省が提供している6統計に限られています。

【注意】 オーダーメイド集計や匿名データの提供が行われている統計は、統計センターを通じて行われているもの以外にもあります。スライド10と11で紹介する統計以外に関心のある統計がある場合は、その統計を所管する省庁のHPを確認してみましょう。

オーダーメイド集計と匿名データの違い⑥ 利用可能なデータの違い③

- ▶ 匿名データとオーダーメイド集計の両方で利用可能な6統計（2016年3月時点）

《総務省》

- ① 国勢調査
- ② 労働力調査
- ③ 就業構造基本調査
- ④ 全国消費実態調査
- ⑤ 社会生活基本調査
- ⑥ 住宅・土地統計調査

オーダーメイド集計と匿名データの違い⑦ 利用可能なデータの違い④

▶ オーダーメイド集計でのみ利用可能な7統計
(2016年3月時点)。

«内閣府»①消費動向調査、②企業行動に関するアンケート調査

«総務省»①家計調査、②家計消費実態調査

«文部科学省»学校基本調査

«厚生労働省»賃金構造基本統計調査

«国土交通省»建築着工統計調査

利用案件等について①

- ▶ 『委託による統計の作成等利用の手引』および『匿名データの利用の手引き』（どちらも統計センターHPからダウンロード可能）によれば、オーダーメイド集計、匿名データとともにその提供を受けるためには、「学術研究の発展」または「高等教育の発展」に資すると認められ、かつ以下の要件を満たしている必要があります。
 - ・ 「学術研究又は高等教育（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学又は高等専門学校における教育）の用に供することを直接の目的とするものであること。」
 - ・ 「学術研究の成果又は教育内容が公表され、社会に還元されること。」
- ▶ また、匿名データについては以下の要件も満たされる必要があります。
 - ・ 「統計の作成又は統計的研究にのみ利用されること。」
 - ・ 「匿名データが適正に管理されること。」

利用案件等について②

匿名データの申出者と利用者について

- ▶ 前述の様に、匿名データを用いた研究を行うことを希望する場合、統計センターへの事前相談を行った上で提供を求める申出を行う必要がありますが、『匿名データの利用の手引き』（統計センターHPからダウンロード可能）によれば、大学院生の場合は、自身でこの申出を行う申出者（かつ利用者）となることが出来ます。
- ▶ 学部学生に対しては、指導教員の研究の補助に携わる以外にも、「指導教員が提供された匿名データをそのまま学生に利用させて講義や演習（卒業論文の作成等）を行う」といった形や、「同一の匿名データを用いて指導教員と学部学生が共同研究を行う」といった形で利用を認められることがあります。この場合は指導教員が申出者となります。

事前に確認が必要な事柄①

- ▶ 次に、「オーダーメイド集計」と「匿名データ」のどちらをどのように利用するのか決める際に確認すべき内容について見ていきます。
- ▶ 利用に際しては、上述した「オーダーメイド集計」と「匿名データ」の違いを踏まえたうえで

- ①データに自分の研究にとって必要な事項があるか
- ②自分が必要とする分析手法が使えるかどうか

の2点から主に検討をする必要があります。以下では主に①について検討する際に確認が必要な事柄について見ていきます。

事前に確認が必要な事柄②

利用可能な調査年次や分類項目

- ▶ 「オーダーメイド集計」の方が「匿名データ」よりも多くの調査年次や分類項目等について利用が可能です。
- ▶ 利用可能な調査年次や分類項目等は、統計センターのホームページで必ず最新の情報を確認する必要があります。

事前に確認が必要な事柄③

オーダーメイドにおける調査年次・分類項目 確認の手順①

▶ 統計センターHPのHome

(<http://www.nstac.go.jp/index.html>) の画面にある「公的統計のミクロデータ利用」内の「オーダーメイド集計」をクリックして「オーダーメイド集計の利用」へ移動します。

- ▶ 「オーダーメイド集計の利用」には現在可能な統計データの一覧があります。調査名ごとに「提供年次」が記載されているので、必要な年次があるか確認しましょう。また、「提供年次」の横には今年度の提供が予定されている調査の年次についても記載がされています。

事前に確認が必要な事柄④

オーダーメイドにおける調査年次・分類項目 確認の手順②

- ▶ 「現在利用可能な統計データ」で調査名をクリックすると「分類一覧」のファイルをダウンロードできるページに移動します。

【注意】 「分類一覧」だけでは利用できる分類の意味合い等について十分な情報を得ることが出来ません。そうした事柄については、「調査の概要」の列にある「調査のページ（管轄府省名）」へのリンク（ない場合は報告書）から必要な調査の詳細について調べを進めていく必要があります。

事前に確認が必要な事柄⑤

オーダーメイドにおける調査年次・分類項目 確認の手順③

- ▶ 各調査のページには、オーダーメイド集計においてどのような集計が可能か示した集計の仕様が掲載されています。こちらに合わせて確認をしておきましょう。
- ▶ オーダーメイド集計の利用では、自分が希望する統計表が既に作成されていないかも、管轄府省のHPやe-Statを通じて確認する必要があります。

事前に確認が必要な事柄⑥

統計表イメージ確認プログラム

- ▶ 総務省が作成している「国勢調査」「家計調査」「全国消費実態調査」「就業構造基本調査」「住宅・土地統計調査」「家計消費実態調査」「労働力調査」「社会生活基本調査」の計 8 統計については調査ごとに「統計表イメージ確認プログラム」が提供されています。
- ▶ これを使用すれば、オーダーメイド集計を利用した際に、どのような形で統計表が得られるか確認できます。
- ▶ それぞれの「統計表イメージ確認プログラム」は「オーダーメイド集計の利用」で調査名をクリックして移動したページにあります。

事前に確認が必要な事柄⑦

匿名データにおける調査年次・項目名確認 の手順①

▶ 統計センターHPのHome

(<http://www.nstac.go.jp/index.html>) の画面にある「公的統計のミクロデータ利用」内の「匿名データの提供」をクリックして「匿名データの利用」へ移動します。

- ▶ 「匿名データの利用」でも「オーダーメイド集計の利用」と同様に、利用可能な調査名ごとに「提供年次」が記載されているので、必要な年次があるか確認しましょう。また、今年度の提供が予定されている調査の年次についても同じように「提供年次」の隣に記載がされています。

事前に確認が必要な事柄⑧

匿名データにおける調査年次・項目名確認 の手順②

- ▶ 前のスライドで示した「現在利用可能な統計データ」から、各調査名をクリックすることで「項目名一覧」のファイルをダウンロードできるページに移動します。


【注意】 「項目名一覧」だけでは利用できる項目の意味合い等について十分な情報を得ることが出来ません。そうした事柄については、「調査の概要」の列にある「調査のページ（総務省統計局）」へのリンク（ない場合は報告書）から必要な調査の詳細について調べを進めていく必要があります。

事前に確認が必要な事柄⑨ 管轄府省のHP

- ▶ 前述の様に、より深く調査について知るためには、調査を管轄する府省（総務省担当分については統計局）のHPで「調査の概要」（調査目的、調査の対象、抽出方法（標本調査のみ）、調査事項、調査票、調査の時期、調査方法など）および「調査の結果」（統計表一覧、用語の解説など）を確認する必要があります。



【注意】 実際の調査票の内容と利用できる分類や項目、区分は異なる場合があります。

事前に確認が必要な事柄⑩ データの研究分析例

- ▶ 自身が関心を持つテーマについて「オーダーメイド集計」や「匿名データ」を使った研究分析があるのかどうかについても事前に確認する必要があります。統計センターHPの「公的統計のミクローデータ利用」内にある「利用実績」からも、匿名データないしはオーダーメイド集計を利用した研究分析例にアクセスすることが出来ますので確認してみましょう。
- 現在統計センターHP上からアクセスできる研究分析例について知りたい方は  をクリックして下さい。

事前に確認が必要な事柄⑪


利用の手引き

- ▶ 統計センターのHPでは、オーダーメイド集計利用についての『委託による統計の作成等利用の手引』と匿名データ利用についての『匿名データ利用の手引（学術研究・高等教育目的関係）』が公開されています。これらは事前相談の前に必ず熟読しましょう。
 - 『委託による統計の作成等利用の手引』を見たい方は  をクリックして下さい。
 - 『匿名データ利用の手引（学術研究・高等教育目的関係）』を見たい方は  をクリックして下さい。
- 【注意】** これら利用の手引は適宜改正されていますので、利用するたびに確認をしましょう。
- ▶ わからなかった部分については、事前相談で確認できるようにチェックをしておくといいでしょう。

事前に確認が必要な事柄⑫

擬似マイクロデータ

- ▶ 統計センターが提供する擬似マイクロデータを利用すれば、事前に匿名データを使った分析を試すことができます。
- ▶ 立教大学でも4種類の教育用疑似匿名データを提供しています。
- ▶ 全国消費実態調査平成16年単身世帯 [3396レコード]
- ▶ 全国消費実態調査平成16年二人以上世帯 [43861レコード]
- ▶ 社会生活基本調査平成13年時間編 [285855レコード]
- ▶ 就業構造基本調査平成14年 [752068レコード]

また、上記教育用疑似匿名データを利用した学習コンテンツ『公的統計の二次利用とデータ分析入門』も提供しています。利用方法を確認したい方は  をクリックして下さい。

事前に確認が必要な事柄⑬

利用が可能な期間①

- ▶ 「匿名データ」には利用可能な期間が設定されています（「オーダーメイド集計」に利用可能な期間の制限はありません）。したがって、「匿名データ」を利用する際には期間内に研究・教育が終わるかどうかの検討が必要です。

事前に確認が必要な事柄⑭ 利用が可能な期間②

- ▶ 匿名データは最大で3年間の利用を申請できます。
- ▶ ただし、利用期間中に申請し認められればさらに利用期間を延長することが可能です。利用期間の延長は最大2年です。

事前に確認が必要な事柄⑮

利用にかかる費用「オーダーメイド集計」

- ▶ 「オーダーメイド集計」に必要な費用は統計表の作成にかかる時間数によって大きく異なります。
(手数料の計算は実際に統計表を作成する前に行われます)。
- ▶ オーダーメイド集計に要する時間1時間ごとに5,900円が加算されます。
- ▶ 媒体による受取を希望する場合は、媒体ごとに次の料金が加算されます。CD-Rの場合は1枚100円、DVD-Rの場合は1枚120円。
- ▶ 郵送による受取を希望する場合は郵送料金が加算されます。

事前に確認が必要な事柄①⑥

利用にかかる費用「匿名データ」

- ▶ 「匿名データ」に必要な費用は提供ファイル数によって大きく異なります。
- 基本料金 1,850円
- 匿名データ提供ファイル数 × 8,500円（ファイル数は匿名データが作成された際のファイル区分による）
- 格納する媒体：原則、媒体1枚につき1ファイル区分のデータを収録。CD-Rの場合100円 × 必要枚数、DVD-Rの場合120円 × 必要枚数が加算されます。
- 郵送による送付を希望する場合は郵送料金が加算されます。

事前相談・申出へ

- ▶ 「オーダーメイド集計」と「匿名データ」、どちらもその利用に際しては、統計センター等で事前相談を行った上で利用申出を行うこととなります。事前相談をスムーズに進めるためにも、以上の様な情報にアクセスして、自分の研究に「オーダーメイド集計」や「匿名データ」が本当に必要か、また必要としているデータが必要な形で利用できるのかをしっかりと確認しましょう。

参考文献

- ▶ 総務省HP 統計制度 | 統計法（平成19年法律第53号）
http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/houbun2n.htm
- ▶ 独立行政法人統計センターHP <http://www.nstac.go.jp/>
- ▶ 独立行政法人統計センター『委託による統計の作成等利用の手引』最終改正：2014年8月
http://www.nstac.go.jp/services/2ji/order_tebiki.pdf
- ▶ 独立行政法人統計センター『匿名データ利用の手引き（学術研究・高等教育目的関係）』最終改正：2015年7月
http://www.nstac.go.jp/services/2ji/tokumei_tebiki.pdf